

電波監理審議会（第1050回）議事要旨

1 日 時

平成30年3月1日（木）15:00～16:50

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

櫻田 謙悟委員はテレビ会議システムにより本審議会に出席した。

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、石黒 美幸（会長代理）、松崎 陽子、林 秀弥、櫻田 謙悟

(2) 審理官

森 孝、坂口 公一

(3) 幹事

梶田 昌生（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

山田情報流通行政局長、竹内電波部長、奈良大臣官房審議官 他

4 議 事 模 様

(1) 日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可について （諮問第4号）

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

社会福祉施設の受信料免除適用範囲の拡大を行うもの。

(2) 日本放送協会に対する平成30年度国際放送等実施要請について （諮問第5号）

審議の結果、諮問のとおり要請することが適当との答申をした。

【内容】

日本放送協会に対して、放送法第65条第1項に基づき、国際放送等の実施を要請するもの。

(3) 放送大学学園の特定地上基幹放送局の廃止の認可について （諮問第6号）

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

放送大学学園の特定地上基幹放送局(テレビジョン放送及び超短波放送)を廃止(平成30年10月31日までに予定)するための認可を受けるもの。

(4) 放送大学学園の衛星基幹放送の一部業務の廃止の認可について (諮問第7号)

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

放送大学学園の衛星基幹放送の一部業務(BS認定第73号)を廃止(平成30年9月30日予定)するための認可を受けるもの。

(5) 基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の一部変更について (諮問第8号)

審議の結果、諮問のとおり変更することが適当との答申をした。

【内容】

放送大学学園の地上基幹放送局の廃止及び衛星基幹放送の業務に係る基幹放送普及計画等の変更等について諮問を行うもの。

(6) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の予備免許について(北海道「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許) (諮問第9号)

審議の結果、諮問のとおり予備免許を与えることが適当との答申をした。

【内容】

㈱VIPに対し、99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送の北海道の親局の予備免許を与えるもの。

(7) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送の業務の認定について(東北広域圏) (諮問第10号)

審議の結果、諮問のとおり認定することが適当との答申をした。

【内容】

北日本マルチメディア放送㈱に対し、99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送の東北広域圏における業務の認定を行うもの。

(8) その他

第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果、平成30年地上基幹放送局等の再免許等の2件について、それぞれ総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)